

「セーフ・フロム・ハーム」  
2024年度登録前研修  
テキスト版

---



公益財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

# イントロダクション（導入）

## 1. 登録前研修の目標

このセーフ・フロム・ハーム登録前研修は、「思いやりの心を育む」教育を指導者が理解し、指導者の「質」・スカウト運動の「質」の向上を図るものです。

## 2. 登録前研修の概要

セーフ・フロム・ハーム登録前研修を通じて、危害を予防するため、また、思いやりの心を育むための知識・方法を身につけることができます。登録にあたっては、eラーニングまたはテキストでの研修に取り組みなければなりません。

## 3. 登録前研修について

登録前研修を修了し、セーフ・フロム・ハームについて理解し同意したら、「確認と同意」にサインをしていただきます。サインをした同意書は所属団の団委員長へ提出してください。

# 研修構成と内容

この研修は

1. はじめに
2. 指導者としての心構え
3. SNS とインターネット
4. 社会の変化とともにあるスカウト運動
5. まとめ

の5つのステップから構成されています。

各ステップを通じて、セーフ・フロム・ハームに関する知識、指導者として留意すべきこと、また近年問題となっているトピックスや「思いやりの心」について、学習ならびに考える時間としてください。

次ページよりステップー1【はじめに】を始めます。

## ステップ1【はじめに】

平成29年度の登録から、セーフ・フロム・ハームに関する登録前研修を全指導者に対して受講をお願いすることになり、令和5年度の登録からは、ユース年代であるローバースカウトにも受講していただくことになりました。

当初は、「ちかい」と「おきて」の実践をすれば、このような研修や受講は不要ではないのかという意見をいただいたこともありました。しかしながら「人としての尊厳」を守り、「思いやりの心を育む」ことは、「ちかい」と「おきて」の実践以前のこととして心がけなければなりません。

毎年、注目される話題やその時代、社会情勢に合った問題、指導者として気づいて欲しい問題などをピックアップして設問にしています。

この登録前研修を通じて、セーフ・フロム・ハームとはいったい何かを考えていただき、その後のセーフ・フロム・ハームセミナーへの受講、他の指導者研修の受講、そして日常のスカウトへの指導の指針にいただければ幸いです。

ステップ1は終了です。次ページのステップ2に進んでください。

## ステップ2【指導者としての心構え】

### 成人指導者の理解と受容

- ・ セーフ・フロム・ハームの取り組みは、スカウト運動の健全な発展のために適正なガバナンス（規則を遵守するための管理体制）の維持にもかかわります。また、地域社会のスカウト活動に対する信頼を得ることにもつながっています。ガイダンスや「思いやりの心を育む」教育を理解し、登録前に本研修を行ってから登録の手続きをしてください。
- ・ ローバースカウトと全指導者は、この登録前研修にひとり一人取り組んでいただきます。毎年、問題が変わっていますので、確認をして修了証を団（団委員長）に提出してください。
- ・ 地区コミッショナー、地区のない県連盟では県コミッショナーが、全員の終了を登録審査時に確認しますので報告をお願いします。
- ・ セーフ・フロム・ハームの相談窓口を活用する場合、事前に身近にいる方などに、まず声をかけてください。相談を受けた方は、真摯に聴き取り、2人以上で対応し、公平な立場で聴き取りをお願いします。決して、相手方に対する責任追及や処分にならないように配慮をお願いします。
- ・ 人を思いやる心は、自然な形でビーバースカウトから育めます。ぜひ無理のない優しい気持ちでスカウト達に教えて下さい。
- ・ ボーイスカウトでは活動の指針はありますが、活動で施設を利用する際は施設のルールと社会的ルールを優先してください。施設でスカウト達が団体で入浴する際は、スカウトも微妙な気持ちを持つこともあります。施設のルールの中で事前にスカウトに状況を伝えてください。可能であれば、時間内で時間をずらして入浴することも必要です。

スカウトと共に活動している期間は、夜といえども飲酒は禁止です。事故や事件は思いがけないところで起こります。危機管理の観点からも万が一の時の対応ができなくなります。

次のセーフ・フロム・ハームに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

**問題 1**

研修修了証は団で管理するが、地区に報告しなくてよい。

( )

**問題 2**

登録前研修は毎年行い、また年度途中加入の指導者も必ず取り組む。

( )

**問題 3**

セーフ・フロム・ハームの問題への対応は、相手方に対する責任追及や処分を目的とするものではない。

( )

**問題 4**

人を思いやる心を育てるには、ビーバースカウトから、集会などを通じて指導者や保護者が少しずつ教えてあげる必要がある。

( )

**問題 5**

ボーイスカウト隊以上は、スカウトの積極的な行動や班の自治に重きを置くため、保護者に活動の状況など知らせなくても良い。

( )

## 【回答】

### 問題 1 の答え (×)

登録前研修の修了報告は、団委員長、または担当者から団審査の機会にご報告いただきます。地区のない県連盟では、県コミッショナーに報告が必要となります。

### 問題 2 の答え (○)

加盟登録をするための研修ですので、年度途中に加盟登録をされる方にも必ず取り組んでいただきます。必要に応じてご支援をお願いします。

### 問題 3 の答え (○)

ハーム問題への対応は、あくまでもその状況を把握し、事案に応じた適切な対応をすることが大切です。状況の改善を図り、安心・安全な活動を取り戻します。

### 問題 4 の答え (○)

「思いやりの心を育む教育」は、スカウトの年代に応じて「ルール」や「マナー」を学ぶことが大切です。集会のプログラムなどに「協力」「協働」「共感」といった要素を加えるなど、工夫してください。

### 問題 5 の答え (×)

日常の活動は、スカウトの成長そのものです。保護者の皆様は子どもたちの成長を願ってスカウト運動へ信頼を寄せていただいています。団や隊で活動報告の機会をぜひ作ってください。

ステップ 2 は終了です。次ページのステップ 3 に進んでください。

## ステップ3【SNSとインターネット】

### はじめに

私たちの生活を便利にしてくれるインターネット。世界中の多くの人にとって、すでにインターネットは無くてはならないものになっており、インターネットを安全に正しく使うことができればとても役に立ちます。

スカウト活動においても、最近のスカウトジャンボリーではアプリケーションが活用されたり、それぞれがSNSを活用して情報を発信したりしています。

しかし、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷・いじめにつながってしまうというすごく悲しいこともあります。また、自分が気づかない間に誰かを傷つけてしまうこともあるのです。

### コミュニケーションツールとして

インターネットは、コミュニケーションツールとしてなくてはならない存在です。その便利さは、善人にとっても悪人にとっても同じです。本当の姿を隠して近づいてくる人がいることを忘れて使うと危険です！また、SNSやメール、チャット等文字のみのコミュニケーションでは相手に感情や思いが伝わりづらく工夫が必要になってきます。

コミュニケーションツールのやりとりでは文字だけではなく、ボイスチャットのような音声通話であっても実際に会ったことのない相手との会話では個人情報や伝えないのはもちろんの事、自身についての細かな情報は教えないように細心の注意を払いましょう。

### Wi-Fi

インターネットに接続する手段として、Wi-Fiがありますが、情報を盗み取るために設置された悪質なWi-Fiもあります。初めて訪れたキャンプ地にWi-Fiスポットがある場合でも、誰が設置したのかを必ず確認しましょう。確認が取れない場合は、安易に接続しない心構えが必要です。

### SNSとは

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービスといわれる会員同士のコミュニケーションを行うWebサイトのサービスです。多くのSNSでは個人のプロフィールや写真の掲載、メッセージ機能、日記機能などがあり、それらは公開範囲に制限を設けることもできます。パソコン、スマートフォン、インターネットに接続できる機器であれば、いつでもどこでも使うことができます。利用者同士が交流し、コミュニケーションをとりながら遊べるソーシャルゲーム（ネットゲーム）も普及してきました。

### SNSの安全性

SNSはとても便利なコミュニケーションツールですが、友達同士や仲間同士だという安心感につけこみ、不正利用されたアカウントによって、詐欺やウイルスを送りつけられたりすることなどの被害が発生しています。

### SNSへの書き込み

友人同士や仲間同士のグループに書き込んだ情報が流出することがあります。プライバシー設定の不備により情報が流出してしまったり、友人が引用することで書き込んだ情報が意図せず拡散される危険性もあります。

## 事件や犯罪

犯罪へ巻き込まれたケースとして、警視庁「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況などについて」によると、オレオレ詐欺などの特殊詐欺での少年の検挙人員は477人です。また、被害者からお金を受け取る「受け子」として検挙された人の中でも5人に1人が少年です。中高生には高額でも、詐欺グループにとってはだまし盗った金額のごく一部。つかまっても困らない使い捨てのコマとして、都合よく利用されているだけなのが現実です。

## ネットゲーム

ネットゲーム（オンラインゲーム）とは、インターネットなどの通信ネットワークを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームです。1人で遊ぶモードと他の人と遊ぶモードが別に用意されているゲームと、複数に参加する前提で作られているものがあります。コンピュータ同士をインターネットを通じて相互に接続したり、あるいは事業者が運営しているサーバーコンピュータに接続して、特定の相手や集団と、あるいは同じゲームで遊ぶ不特定多数の集団と遊ぶことができます。

## ボイスチャット

ボイスチャットとは、インターネット上で音声通話ができるツールです。主にオンラインゲームをするときに使われることが多く、チャットとは異なりキーボードでの文字入力が必要ないため仲間同士で音声通話をしながらゲームを楽しむことが可能です。

## ID・パスワード

IDやパスワードは、パソコンやスマートフォンなどの情報機器やSNSなどの各種インターネットサービスを利用する際に必要な情報です。このIDやパスワードが盗まれるとパソコンなどの情報機器が使われたり、インターネットサービスを勝手に利用され個人情報が盗まれるなどの被害に遭うこととなります。またこれらを乗っ取ることにより、第三者への攻撃や、詐欺などに使われることにもつながります。

パスワードは他人に推測されにくいものにしましょう。また、他人に教えるということは、銀行口座の暗証番号を教えるようなものです。大切に保管し、他人に教えないようにしましょう。

## 著作権

ボーイスカウト活動において、レポートを提出する機会が多くなります。そのようなとき、見栄えが良いレポートを作成するために、インターネット上にある写真やイラストを使ってレポートを作成する場合には注意が必要です。

写真やイラストは誰かの著作物です。無断で使用することは他者の権利を侵害している可能性があります。著作権侵害で刑事罰や損害賠償が発生することがあります。

イラストや写真もフリー素材というものがあり、無料で使えるものもあります。それ以外のもは基本的に許可が必要です。注意して使用しましょう。

次のSNSに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

**問題 1**

メッセージを送信する場合、文字だけで送ると相手へ誤解を与えることがあるので、語尾に疑問符や感嘆符、顔文字を使う。

( )

**問題 2**

家族や友人、先生には話しづらく、SNSには親身になって話を聞いてくれる人がいるのでその人に相談する。

( )

**問題 3**

レポート提出するときに目立つように人気キャラクターの画像を許可なく使った。そのレポートをみんなにも見てもらいたいのでSNSに投稿した。

( )

**問題 4**

スマートフォンのカメラで撮った写真は場所が特定されることがあるので、ネットに投稿する場合は注意しなければならない。

( )

**問題 5**

友達だけに見せようと思い、線路に入って写真撮影をした。後日、友達だけしか見られないSNSに投稿した。

( )

## 【回答】

### 問題 1 の答え (○)

表情が見えないことで誤解を生むことがあります。記号、絵文字、スタンプなどをうまく使って気持ちを正しく伝えましょう。

### 問題 2 の答え (×)

顔や名前も知らない方に相談をすることは、相手に悪意がある可能性もあることから、危険を伴います。身近な人に相談しづらい場合は、専門の方に相談しましょう。

### 問題 3 の答え (×)

キャラクター自体の保護は「商標権」、キャラクターの描かれたグッズは「意匠権」、キャラクターが登場する絵本などは「著作権」と、それぞれ保護するための知的財産権が存在します。自身で使用するだけなら問題ありませんが、他者の著作物であるキャラクターを許可なく使うと、著作権侵害になるので注意してください。

### 問題 4 の答え (○)

GPS 機能付きのスマートフォンやデジカメで撮影された写真には自動で位置情報が付加されていると言われていています。集会時の写真を SNS などに掲載した場合、いつどこで活動しているのか行動などを特定されてしまう恐れがあります。大手 SNS やブログなどに掲載する際にはこのような点を正しく理解した上で利用しましょう。

### 問題 5 の答え (×)

鉄道敷地内にみだりに立ち入ることは当然危険であり、関連する法律でも罰則が定められています。軽い気持ちで撮影した写真や動画を SNS に投稿し、違法行為で罰せられることもあることを注意してください。

ステップ 3 は終了です。次ページのステップ 4 に進んでください。

## ステップ4 【社会の変化とともにあるスカウト運動】

### LGBTQ+

トランスジェンダーという言葉は聞いたことがあると思います。令和5年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/law/pdf/tuuchi.pdf>

社会の変化と共に、世の中の考え方も変化します。私たち指導者は率先して取り組むことが必要になってきます。

大事なことは、人間としての尊厳が守られることが根底にあることを忘れてはならないと思います。

今一度、確認しましょう。

国際社会共通の目標であるSDG'sでは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

関連する目標        5    「ジェンダー平等を実現しよう」  
                             10   「人や国の不平等をなくそう」  
                             16   「平和と構成をすべての人に」

わたしたちの教育規程では、

#### 1-5 参加の原則

本連盟の組織は、平等の原則に従い、すべての人に開放される。

となっています。

LGBTQ+については、日本連盟でも今後の検討課題と考えていますが、現時点では説明資料の用意が出来ていません。詳しい内容等は、お住まいの市役所やホームページなどで確認していただければと思います。

### DBS (Disclosure and Barring Service : 前歴開示・前歴者就業制限機構)

英国のDBS (ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスの略称) 制度を参考に、我が国においても、教育や保育関係の全ての雇用者に対して、性犯罪者の犯罪歴を登録したシステムを導入することがこども家庭庁を中心に検討されています。子どもと接する職場での就労希望者に関し、雇用者が、性犯罪歴がないことの証明を求める仕組みとされています。すでに英国ではあらゆるボランティア指導者がこの制度の対象になっているとのことです。

我が国では、性犯罪歴の確認を義務づける対象の職種や性犯罪歴を証明できる期間などについて、「内容が不十分」との意見が相次ぎ、令和5年度の法案成立は見送られました。

しかしながら、近い将来、日本版DBSが制定されることは十分に予想されます。

わたしたちも、ぜひ関心を持って社会の変化に対応していきましょう。

## ステップ5【まとめ】

最後にセーフ・フロム・ハームの重要事項を再確認したいと思います。

### ●セーフ・フロム・ハームはスカウト運動の質の向上を目指します

- ・ セーフ・フロム・ハームとは「さまざまな危害から常に安全な状態にいる」ことです
- ・ スカウトや指導者からの信頼が向上するとともに指導者自身の意識の向上が図れ、スカウト運動の地域社会からの信頼がさらに高まります
- ・ 相談窓口の設置によりコンプライアンスの向上とともに、活動実態の可視化につながります
- ・ これらを推進することにより「スカウト運動の質の向上」を目指します。

### ●ガイドラインを遵守し、社会の変化に対応します

- ・ すべての人の尊厳を尊重する
- ・ すべての成人・青少年を平等に扱う
- ・ 相手の嫌がることは、自分が善意のつもりであっても行わない
- ・ すべての人に対し、脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉を遣わない
- ・ どのような悩みにも親身になって相談にのり、対応する
- ・ ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ
- ・ 活動中にスカウトの前で喫煙はしない
- ・ スカウト活動中は飲酒をしない
- ・ 安全で安心できるスカウト活動のために指導者は複数で活動を行います

### ●セーフ・フロム・ハームへの対処に責任を持ちます

- ・ 問題発生時の対応は、場当たりの対応にならぬよう、常に準備をします
- ・ 被害者、加害者共に公平な視点に立って傾聴の姿勢で話を聞きます
- ・ 無理な要求には曖昧な返事をせず、きっぱりと断ります
- ・ 団内などで対応が難しい場合は、地区や県連盟に相談します

### ●研修の最後に

「セーフ・フロム・ハーム」を推進することでハームのない活動環境を提供し、スカウトの年代に適した安全で安心できる活動になります。これがひいては、ボーイスカウト運動の目的である「より良き社会人を育てる」運動のさらなる発展に繋がるのです。

次のセーフ・フロム・ハームに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

**問題 1**

ちかいとおきてを实践すれば、セーフ・フロム・ハームを考える必要はない。  
( )

**問題 2**

班活動、隊活動、団活動の全てにおいてセーフ・フロム・ハームを展開する必要がある。  
( )

**問題 3**

日本のセーフ・フロム・ハームの事案の大多数は指導者が当事者となった事案である。  
( )

**問題 4**

小さな問題（トラブル）と思われることでも、団会議等で共有することが必要である。  
( )

**問題 5**

セーフ・フロム・ハームへの取り組みは保護者やスカウトへも伝える。  
( )

## 【回答】

### 問題 1 の答え (×)

スカウトの「ちかい」と「おきて」は、私たちの活動の基盤であることは論を待ちません。しかしながら、セーフ・フロム・ハームに取り組むことは、「人としての尊厳を」尊重し、自分自身と周りの人々を人的危機や危害から守り、より安心した活動を行うことでこの運動の質を高めることを目指しています。

### 問題 2 の答え (○)

日本連盟が作成している各種資料をご覧ください、「思いやりの心を育む教育」の推進にご協力をお願いします。

### 問題 3 の答え (○)

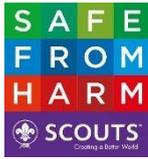
残念ながら、これまで多くのケースが指導者の心ない行動に起因するものでした。青少年の健全育成に寄与する団体に所属する「誇り」と、指導者としての「正しい心構え」をいっつも忘れないようにしましょう。

### 問題 4 の答え (○)

些細なことでも、大きな問題となる前に団内で話し合う事はとても重要です。普段から、団内の他の指導者とも相談し合える人間関係を作りましょう。

### 問題 5 の答え (○)

団内において、指導者は登録前研修を必ず行っていることを、保護者の皆様にもお知らせしてください。スカウトには日常の活動において「思いやりの心」について考え、実践できるよう指導してください。



## セーフ・フロム・ハームの確認と同意

私はスカウト運動の指導者として、スカウトと自分自身の保護のためにセーフ・フロム・ハームについて理解し、以下の項目の確認と同意をします。

記入方法：

- 1 各項目を読んで同意できたら□にレ点を入れてください。
- 2 本書への確認と同意をもって、登録前研修の修了といたします。 確認日、氏名を記入の上、所属する団、地区、または（県）連盟に提出してください。

確認と同意事項：

1. すべての人の尊厳を尊重します。
2. いかなるときもスカウトに、体罰を与えることはしません。
3. すべての成人・青少年を平等に扱います。
4. 相手の嫌がることは、自分では善意と思っても行いません。
5. すべての人に脅威を与えたり、感じさせたりする言葉を使いません。
6. スカウト活動中は飲酒をしません。
7. スカウトの前で喫煙はしません。また、受動喫煙にも注意します。
8. セーフ・フロム・ハームに関する問題が発生したら、速やかに対応をします。

確認日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

署名：

(役務： \_\_\_\_\_ )



そなえよつねに  
**ボーイスカウト**